

諮問日：令和3年9月27日（令和3年度（最情）諮問第34号）

答申日：令和4年3月23日（令和3年度（最情）答申第53号）

件名：簡易裁判所判事の女性登用について令和3年度以降の数値目標について記載した文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「簡易裁判所判事の女性登用について令和3年度以降の数値目標について記載した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事実の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年6月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所は国の機関として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」によって数値目標の設定が義務付けられていること、また、簡易裁判所判事の採用状況からしても女性登用が喫緊の課題であることから、簡易裁判所判事の女性登用について令和3年度以降の数値目標について記載した文書が存在しなければ法令違反に当たる。最高裁判所は司法権を行使する機関として法令を遵守する必要がある、また憲法の番人として女性の登用に関して率先垂範を為すべき立場にある。ゆえに本件開示申出文書は法令を根拠として作成が義務付けられている。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

裁判所においては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、令和3年3月31日付け「裁判所特定事業主行動計画」（以下「当該行動計画」という。）を策定しており、当該行動計画中には、令和3年度から令和7年度末までを計画期間とする裁判所特定事業主行動計画が記載され、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする数値目標が設定されているが、簡易裁判所判事についての令和3年度以降の数値目標は記載されていないため、本件開示申出の対象文書に該当しない。

また、その他本件開示申出に係る文書は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年9月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年2月18日 審議
- ④ 同年3月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、裁判所においては、当該行動計画を策定しているが、当該行動計画には簡易裁判所判事についての令和3年度以降の数値目標は記載されていないため、本件開示申出の対象文書に該当しないとのことである。そこで最高裁判所事務総長の上記説明の内容について検討すると、当該行動計画には、令和3年度から令和7年度末までを計画期間とする裁判所特定事業主行動計画が記載されており、職員の採用に関する項目には、「採用について」として「職員の採用については、現状において、裁判所職員採用総合職試験及び裁判所職員採用一般職試験からの採用者全体に占める女性割合が6割を超えている。この割合は採用試験合格者全体に占める割合に見合

ったものであり、引き続き、同様の状況となるよう努める。」 「裁判官の採用については、これまでも男女の別なく、対象者の能力、適性をはじめとする全ての事情を総合的に勘案して、裁判官としてふさわしい者を最高裁判所において指名してきており、また任命されてきていることから、今後ともこうした努力を続ける。」と記載されている。上記記載内容を踏まえれば、当該行動計画には、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする数値目標が設定されているが、簡易裁判所判事についての令和3年度以降の数値目標は記載されていないため、当該行動計画は本件開示申出の対象文書に該当しないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子